法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

第三章地役

(発行年 / Year) 1910

せらせい義務りありりるから共に地投りと違っている。大い、大きりかりりなりなられているといるは、大きない、大きないないのでは、これでは、大きないないというというないというというないでは、

第三章

被是一一也,土地,由村村 後トラフ をり土地九買担八附後物トレラ

牧畜權

八空氣光線又小温氣可具土地可以得又八七達法一遊戲可為又權 五水木鋪物及上其他,物可採儿權三價權一直領權

十水權 水月其土地日り得又之月具土地、流入人 ラ 其土地で流布スルノ権

引に盤セレムルノ権

一減少其他り妨害ナクレテ水り流通セレ 權

障は然り支障ショラ受クルノ権三隣他又い隣地上ノ附着物ョり多クノ支二端壁り境鬼壁トレラ使用スルノ権

持せころんり産りこう思恒ノ全部ラ支相隣地ノ所有者ラレテ思恒ノ全部ラ支

上をテムケノ譲与火停止

甚土地人

ちん 第八万四條調、夏祖 保有し得此人 第八 地被写着京花等八百二條左 将来,題者,第八百八條要為スヘカラス 世後,分割 第八 走多郡里第八万三條五通行權 地役了範围 二五。 二五二 等八百六 模查之借料了要求之又、地後了亨有可妨害中八百八條要役地一将来一所有者、荒敗了 甘且 ス L 得 三埋葵權 百七條 有六條 八百六條 教會三牙坚席了得 石五 借料及上諸稅可取 澳羅權 占有し居して此權依然タリ 後夕使用人 六教會工子坐席引得 ト七東後地,負担于増スカ如き分り様了八具分割部分に應しテ分タル、ラ要ス然而七條 要後地り分割セラル、トキハ真條項又、亨有り性質に據りテ定マル 有セラル、 スル者を後りテノ しもりり除去之れ為人と耳地と国着ス こ子設定及と保有セラル 世役、最後地一所有者でヨりテ 像りテノミ劉設セラル、コトラ世後、獨り暴役地上、家は構構、いしれ土地多暴役地上は たり土地 他役り範囲い之り取得 横いしれせり表後地下調力地後」国著セル土地の要後地 ルコトラ得及に借地人、此 上一員担 n n 推 ルル接 八土地 せれ設定 习得 し固著 習 7

海海路第八百十條 尚養後他り間也養後の発者 こ前的見起又にコトラ得 公訴訟 五五 有者學後也一許者第八万 消威多法第八石十 地、也安、子、一切、世人利益,為以其土起又几日十月得及七公共,利益,為其土地占有,訴該与提力占有又几者、對上于土地占有,訴該与提力一個,清美後地,借地人,不法、其地 有者 四 ま役地,破風 り家台、帰スルコト 地役,權利及と暴役地上、權利 司意又 其行使世 上祖不使用,期間小曹子亨有之地後,所有者、之了不使用 し地後」存るの場合タリトモ此權信然タ 八九 後的亨有日園 有者自多行 得 一條 地と国着スル地後月発行スル為メ 又八尾後也 十两 ルトキ 地後 立 セサ ファ又い 、龙 りを取得 反一 h り曾を亨有 り諸件と関りテ波風 D 他如 人为之月行了 地役,性質又 セラレ 四国 门同 7 ル場合 כ